第

2285

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 5月 1日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 自社製品を贈答した場合

A:交際費として計上する金額は、製造原価(非製造業の場合は、仕入価格)となります。

【解説】

法人税法上の交際費は、得意先などに対する接待や贈答などのために、会社が支出する費用とされていますが、自社の製品を贈答用に使用した場合の、交際費に算入する金額は、その原価で計算すればよいこととされています。

したがってこの場合には次のような経理処理をすることになります。

交際費 / 製品 (売上原価) となります。なお、会社が得意先に製品を贈答した場合には、その旨を明らかにしておく 必要がありますので、帳簿の摘要欄にその旨 を記載しておいてください。

また、飲食店などが自分の店で、得意先の接待をするような場合も、売価でなく、原価 (材料費・人件費など)で交際費を計算します。実際の原価が正確にわからない場合は、(その飲食物の通常の料金×平均原価率)などの方法により算出した見積原価であっても、合理的に算出したものであれば、差し支えないこととされています。







